



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 小池酸素工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 横田 修
(コード番号 6137 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 富岡 恭三
(TEL 03-3624-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ (追加)

当社は、平成 27 年 8 月 10 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容に加え、本日開催の取締役会において、下記の定款の一部変更について、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 93 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 29 条（社外取締役の責任免除）および第 37 条（社外監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 29 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第 29 条 (社外取締役の責任免除) (新設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第 37 条 (社外監査役の責任免除) (新設)</p> <p>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第 37 条 (監査役 of 責任免除) 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日

以 上